

○岐阜県都市公園条例（昭和37年11月15日条例第41号）

岐阜県都市公園条例

（総則）

第一条 都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び法に基づく命令並びに他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法及び都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。）に定めるところによる。

一部改正〔平成二四年条例六八号〕

（都市公園の配置及び規模の基準）

第二条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、設置する都市公園の特質に応じてその分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように敷地面積を定めるものとする。

追加〔平成二四年条例六八号〕

（公園施設の建築面積の割合）

第二条の三 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

追加〔平成二四年条例六八号〕

（公園施設の建築面積の割合の特例）

第二条の四 令第六条第一項第一号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第六条第一項第二号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第六条第一項第三号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条及び前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第六条第一項第四号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条及び前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

追加〔平成二四年条例六八号〕

（行為の禁止）

第三条 都市公園を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 土地の形質を変更すること。
- 二 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- 三 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
- 六 たき火その他公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 七 立入禁止区域に立ち入ること。
- 八 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- 九 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

一部改正〔昭和五二年条例一三号〕

（行為の制限）

第四条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 物品の販売その他これに類する行為をすること。
 - 二 業として写真又は映画の撮影をすること。
 - 三 興行を行うこと。
 - 四 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
 - 五 知事が定める公園施設の内部に広告物を掲出すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 3 第一項の許可を受けた者は、当該許可にかかる事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。
 - 4 知事は、第一項に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第一項又は前項の許可を与えることができる。
 - 5 知事は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

一部改正〔昭和五二年条例一三号・六三年二七号〕

(許可の特例)

第五条 次に掲げる者は、前条第一項の許可を受けることを要しない。

- 一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者
- 二 第八条に掲げる軽易な変更をしようとする者
- 三 第九条第二項の許可を受けた者（規則で定める場合に限る。）
- 四 第九条の二第一項に規定する指定管理者

全部改正〔平成一六年条例四八号〕

(利用の禁止又は制限)

第六条 知事又は第九条の二第一項に規定する指定管理者で権限を有するものは、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められるとき、又は都市公園に関する工事若しくは公園施設の保守管理のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

一部改正〔昭和五二年条例一三号・平成二年三一号・一五年七二号〕

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

- 第七条 法第五条第一項の条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容、方法その他規則で定める事項とする。
- 2 法第六条第二項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

一部改正〔昭和五二年条例一三号・平成一六年四八号〕

(法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第八条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - 二 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
- 追加〔昭和五二年条例一三号〕

(有料公園及び有料公園施設)

第九条 有料公園（有料で利用させる都市公園をいう。以下同じ。）及び有料公園施設（有料で利用させる公園施設をいう。以下同じ。）は、別表第一のとおりとする。

- 2 有料公園及び有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その許可を受けなければならない。

全部改正〔平成八年条例一二号〕

(指定管理者の指定)

第九条の二 知事は、別表第二に掲げる都市公園又は都市公園の一部の区域（以下「管理公園」という。）の管理を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、申請書に管理公園の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事が定める期日までに申請しなければならない。
- 3 知事は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - 一 管理公園を県民が平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
 - 二 管理公園の管理に関する事業計画が、管理公園の適正な管理のために適切なものであること。
 - 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
 - 四 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、別表第二の第一欄に掲げる管理公園ごとに、同表の第二欄に掲げる要件を満たしていること。
- 4 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成一五年条例七二号〕

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第九条の三 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 管理公園の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
 - 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。
 - 三 第九条の五に規定する基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第九条の九第一項に規定する料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に管理公園の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第三に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

追加〔平成一七年条例六一号〕

(業務の範囲)

- 第九条の四 別表第二の第一欄に掲げる管理公園の管理に係る指定管理者が行う業務の範囲は、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

追加〔平成一五年条例七二号〕、一部改正〔平成一七年条例六一号〕

(管理の基準)

- 第九条の五 指定管理者が行う管理公園の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 指定管理者は、管理公園の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、管理公園の使用を制限することができる。
 - 二 管理公園の管理に従事している者又は従事していた者は、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、別表第二の第一欄に掲げる管理公園の管理の基準は、同表の第四欄に掲げるとおりとする。

追加〔平成一五年条例七二号〕、一部改正〔平成一七年条例六一号〕

(事業計画書の提出等)

- 第九条の六 指定管理者は、毎事業年度、管理公園の管理に係る事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

追加〔平成一五年条例七二号〕、一部改正〔平成一七年条例六一号〕

(管理の休廃止)

- 第九条の七 指定管理者は、やむを得ない理由により管理公園の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

追加〔平成一五年条例七二号〕、一部改正〔平成一七年条例六一号〕

(公示)

第九条の八 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第九条の二第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第九条の二第四項の規定による届出があつたとき。
- 三 第九条の三第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

追加〔平成一五年条例七二号〕、一部改正〔平成一七年条例六一号〕

(利用料金)

第九条の九 地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により別表第三に掲げる有料公園又は有料公園施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとし、当該料金は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定める。

- 2 指定管理者は、前項の料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

追加〔平成一五年条例七二号〕、一部改正〔平成一六年条例四八号・一七年六一号〕

(使用料)

第十条 法第五条第一項、法第六条第一項、第四条第一項又は第九条第二項の許可を受けた者は、別表第四に掲げる額の使用料を、規則で定めるところにより納入しなければならない。

- 2 法第五条第一項の規定により公園施設を設ける場合又は法第六条第一項及び第三項の規定により都市公園を占用する場合で設ける期間又は占用する期間が一月に満たない場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、別表第四一の表又は二の表により算定した額に一・〇八を乗じて得た額とする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第一項及び第二項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔昭和五二年条例一三号・平成三年二一号・八年一二号・九年五号・一五年七二号・一六年四八号・二六年九号〕

(変更又は廃止)

第十条の二 知事は、都市公園の区域若しくは法第二条の二の政令で定める事項を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の変更又は廃止に係る事項その他必要と認める事項を公告するものとする。

追加〔昭和五二年条例一三号〕、一部改正〔平成一六年条例四八号〕

(監督処分)

第十一条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこの条例の規定による処分に違反している者
 - 二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - 三 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - 三 前二号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(公園予定区域等についての準用)

第十二条 第三条から第七条まで及び前三条の規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

一部改正〔昭和五二年条例一三号・平成一六年四八号〕

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十二条の二 法第二十七条第五項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の所在した場所及び当該工作物等を除却した日
- 三 当該工作物等の保管を始めた日及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
追加〔平成一六年条例四八号〕

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第十二条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号に規定する期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報に掲載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを一般の閲覧に供するものとする。

追加〔平成一六年条例四八号〕

（工作物等の価額の評価の方法）

第十二条の四 法第二十七条第六項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

追加〔平成一六年条例四八号〕

（保管した工作物等を売却する場合の手續）

第十二条の五 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

追加〔平成一六年条例四八号〕

（委任）

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第十四条 次の各号の一に該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。

- 一 第三条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- 二 第四条第一項又は第三項（第十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第一項各号に掲げる行為をした者
- 三 第九条第二項の規定に違反して有料公園施設を利用した者
- 四 第十一条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者
一部改正〔昭和五二年条例一三号・平成八年一二号〕

第十五条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

第十六条 法第五条の十一の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、前二条の規定の適用については、知事とみなす。

追加〔昭和五二年条例一三号〕

別表第一（第九条関係）

- 一 有料公園
 - 1 花フェスタ記念公園
 - 2 平成記念公園 別表第一一の平成記念公園を削除（平成30年4月1日施行）

二 有料公園施設

公園の名称	施設の名称
養老公園	パークゴルフ場、パターゴルフ場、心のテーマパーク養老天命反転地、テニスコート、駐車場
岐阜メモリアルセンター	第一体育館、第二体育館、武道館、相撲場、本館、陸上競技場、野球場、庭球場、水泳場、弓道場、補助競技場、駐車場
岐阜県百年公園	博物館、サイクリングロード、テニスコート
花フェスタ記念公園	茶室、園内移動用車両
世界淡水魚園	世界淡水魚園水族館
平成記念公園	昭和銭湯里山の湯

全部改正〔平成八年条例一二号〕、一部改正〔平成一〇年条例二五号・一四年四一号・一五年七二号・一六年四八号・一七年六一号・二〇年五五号・二六年五〇号〕

別表第二（第九条の二、第九条の四、第九条の五関係）

名称	指定の基準	業務の範囲	管理の基準
養老公園（以下この項において「公園」という。）		<ol style="list-style-type: none"> 1 公園を管理すること。 2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。 3 公園の利用の促進に関すること。 4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園は、次号に規定するもののほか、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業することができる。 2 公園内の有料公園施設の休業日は、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。 3 公園の利用時間は、次号に規定するもののほか、終日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。 4 公園内の有料公園施設の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。

<p>岐阜メモリアルセンター（以下この項において「公園」という。）</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 公園を管理すること。 2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。 3 公園の利用の促進に関すること。 4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園内の有料公園施設の休業日は、毎月第一火曜日及び第三火曜日（それらの火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この項において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。 2 前号に規定する休業日のほか、野球場については一月四日から二月末日まで及び十二月一日から十二月二十八日まで、水泳場の二五メートルプールについては毎週火曜日並びに水泳場の五〇メートルプールについては一月四日から六月三十日まで、七月一日から八月三十一日までの間の火曜日及び九月一日から十二月二十八日までを休業日とする。 3 前二号の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。 4 公園内の有料公園施設の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。 5 前号の規定にかかわらず、水泳場の二五メートルプールを一般利用する場合（対象施設を貸し切ることなく個人で利用する場合をいう。以下同じ。）にあつては、土曜日、日曜日及び休日は午前十時から午後六時まで、その他の日は午後一時から午後八時三十分まで、水泳場の五〇メートルプールを一般利用する場合にあつては、土曜日、日曜日及び休日は午前十時から午後六時まで、その他の日は午後一時から午後六時まで、補助競技場を一般利用する場合にあつては、午前九時から午後六時までを利用時間とする。
---------------------------------------	--	---	--

			6 前二号の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
岐阜県百年公園（博物館に係る区域を除く。以下この項において「公園」という。）	1 公園を管理すること。 2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。 3 公園の利用の促進に関すること。 4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 公園の休業日は、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。 2 公園の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。	
各務原公園（以下この項において「公園」という。）	1 公園を管理すること。 2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。 3 公園の利用の促進に関すること。 4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。	1 公園の休業日は、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。 2 公園の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。	
花フェスタ記念公園（以下この項において「公園」という。）	1 公園を管理すること。 2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。 3 公園の利用の促進に関すること。 4 第六条の規定により公園	1 公園の休業日は、火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十	

		<p>の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。</p>	<p>二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。</p> <p>2 公園の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。</p>
世界淡水魚園（次項の区域を除く。以下この項において「公園」という。）		<p>1 公園を管理すること。</p> <p>2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。</p> <p>3 公園の利用の促進に関すること。</p> <p>4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。</p>	<p>1 公園は、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業することができる。</p> <p>2 公園の利用時間は、午前九時三十分から翌日の午前零時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。</p>
世界淡水魚園のうち世界淡水魚園水族館を含む一部の区域（以下この項において「公園」という。）	1 公園の管理に関する事業計画の適正かつ円滑な実施に必要な水族館の運営実績を有する者であること。	<p>1 公園を管理すること（知事が別に定めることに限る。）。</p> <p>2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。</p> <p>3 公園の利用の促進に関すること。</p> <p>4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。</p>	<p>1 公園は、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業することができる。</p> <p>2 公園の利用時間は、午前九時三十分から午後六時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。</p>
平成記念公園（以下この項において「公園」という。）		<p>1 公園を管理すること。</p> <p>2 公園の利用者への便宜の供与に関すること。</p> <p>3 公園の利用の促進に関すること。</p> <p>4 第六条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。</p>	<p>1 公園の休業日は、十二月一日から翌年の二月二十八日（閏（じゅん）年にあつては二月二十九日）までの期間の水曜日（当該水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合を除く。）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。</p>

		2 公園の利用時間は、三月一日から十一月三十日までの期間にあつては午前九時から午後六時までとし、十二月一日から翌年の二月二十八日（閏（じゅん）年にあつては二月二十九日）までの期間にあつては午前十時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
--	--	--

全部改正〔平成一五年条例七二号〕、一部改正〔平成一六年条例四八号・一七年六一号・二四年五六号〕

別表第三（第九条の三、第九条の九関係）

一 有料公園

名称	区分	金額
花フェスタ記念公園	入園料	一人につき一、〇三〇円（一年を通じて利用する場合は、五、一四〇円）
平成記念公園	入園料	一人につき一、〇三〇円（一年を通じて利用する場合は、五、一四〇円）

別表第三の表平成記念公園の項を削除（平成30年4月1日施行）

二 有料公園施設

1 養老公園

区分		金額
パークゴルフ場	利用料	一人一回につき一、八五〇円
パターゴルフ場	利用料	一人一回につき五一〇円
心のテーマパーク養老天命反転地	入園料	一人につき九三〇円
テニスコート	利用料	二時間につき六二〇円
駐車場	利用料	普通車 一台につき四一〇円 バス 一台につき一、〇三〇円
附属施設設備等	利用料	知事が定める額

2 岐阜メモリアルセンター

（一） 第一体育館、第二体育館、武道館、相撲場、本館（体育室）、陸上競技場、野球場、庭球場、水泳場、弓道場及び補助競技場

区分				金額（円）					
				午前	午後	夜間	全日	時間外 一時間 につき	
第一体育館	アマチュアスポーツ	全部利用	入場料等を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日	八三、二一〇	九五、〇四〇	八三、二一〇	二六一、四六〇	三二、四〇〇
			その他の日	六四、八〇〇	七三、四四〇	六四、八〇〇	二〇三、〇四〇	二四、八九〇	
			入場料等	土曜日、	六四、八〇〇	七三、四四〇	六四、八〇〇	二〇三、〇四〇	二四、八九〇

		を徴収しない場合	日曜日及び休日	〇〇	四〇	〇〇	〇四〇	九〇
			その他の日	五二、九七〇	六〇、四八〇	五二、九七〇	一六六、四二〇	二〇、五七〇
	一部利用	フロアの全部を利用する場合	土曜日、日曜日及び休日	一九、四四〇	二一、六〇〇	一九、四四〇	六〇、四八〇	七、六一〇
			その他の日	一二、九六〇	一五、一二〇	一二、九六〇	四一、〇四〇	四、三二〇
		フロアの二分の一を利用する場合	土曜日、日曜日及び休日	九、七二〇	一〇、八〇〇	九、七二〇	三〇、二四〇	三、八一〇
			その他の日	六、四八〇	七、五六〇	六、四八〇	二〇、五二〇	二、一六〇
		フロアの三分の一を利用する場合	土曜日、日曜日及び休日	六、四八〇	七、二〇〇	六、四八〇	二〇、一六〇	二、五四〇
			その他の日	四、三二〇	五、〇四〇	四、三二〇	一三、六八〇	一、四四〇
	音楽、芸能、プロスポーツ等の興行	土曜日、日曜日及び休日		三四〇、二五〇	三八八、八〇〇	三四〇、二五〇	一、〇六九、三〇〇	一三二、八九〇
		その他の日		二八七、二八〇	三二八、三二〇	二八七、二八〇	九〇二、八八〇	一一二、三二〇
	見本市、展示会、集会、式典その他これらに類する催し	土曜日、日曜日及び休日		二四九、五三〇	二八五、一二〇	二四九、五三〇	七八四、一八〇	九七、二〇〇
		その他の日		一九六、五六〇	二二四、六四〇	一九六、五六〇	六一七、七六〇	七六、七三〇
第二体育館	全部利用	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	一九、四四〇	二一、六〇〇	二八、〇八〇	六九、一二〇	八、六四〇
			入場料等を徴収しない場合	九、七七〇	一〇、八〇〇	一四、〇九〇	三四、六六〇	四、三二〇
		その他	入場料等を徴収する場合	九七、二〇〇	一一二、三二〇	一四四、七二〇	三五四、二四〇	四四、三三〇
			入場料等を徴収しない場合	四八、六五〇	五六、一六〇	七二、四一〇	一七七、二二〇	二二、一一〇
	一部利用	バスケットボールコート一面につき		三、二四〇	三、五七〇	四、六五〇	一一、四六〇	
		テニスコート一面につき		三、二四〇	三、五七〇	四、六五〇	一一、四六〇	
		バレーボールコート一面につき		二、一六〇	二、三八〇	三、一四〇	七、六八〇	
		バドミントンコート一面につ		六五〇	七六〇	九八〇	二、三九	

			き					〇	
			卓球コート一面につき	五五〇	六五〇	七六〇	一、九六〇		
			その他競技四〇〇平方メートル(四〇〇平方メートルに満たない面積は、四〇〇平方メートルとする。)につき	一、六三〇	一、八四〇	二、三八〇	五、八五〇		
武道館	剣道場	全部利用	アマチュアスポーツ	三、八九〇	四、五四〇	五、八三〇	一四、二六〇	一、七三〇	
			その他	一九、四四〇	二三、七六〇	二九、二一〇	七二、四一〇	八、八六〇	
		一部利用	アマチュアスポーツ二〇〇平方メートル(二〇〇平方メートルに満たない面積は、二〇〇平方メートルとする。)につき	一、三〇〇	一、五一〇	一、九四〇	四、七五〇		
	柔道場	全部利用	アマチュアスポーツ	三、八九〇	四、五四〇	五、八三〇	一四、二六〇	一、七三〇	
			その他	一九、四四〇	二三、七六〇	二九、二一〇	七二、四一〇	八、八六〇	
		一部利用	アマチュアスポーツ二〇〇平方メートル(二〇〇平方メートルに満たない面積は、二〇〇平方メートルとする。)につき	一、三〇〇	一、五一〇	一、九四〇	四、七五〇		
相撲場				一、〇八〇	一、三〇〇	一、七三〇	四、一一〇		
本館	体育室			三、四六〇	四、〇〇〇	五、〇八〇	一二、五四〇	一、五一〇	
陸上競技場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	四五、三六〇	五一、八四〇	四五、三六〇	一四二、五六〇	一七、八三〇		
		入場料等を徴収しない場合	一五、一二〇	一七、二八〇	一五、一二〇	四七、五二〇	五、九五〇		
	その他	入場料等を徴収する場合	二二六、八〇〇	二五九、二〇〇	二二六、八〇〇	七一二、八〇〇	八九、一一〇		
		入場料等を徴収しない場合	七五、六〇〇	八六、四〇〇	七五、六〇〇	二三七、六〇〇	二九、七一〇		
野球場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	三四、〇三〇	三八、八八〇	三四、〇三〇	一〇六、九四〇	一三、二九〇		
		入場料等を徴収しない場合	一一、三五〇	一二、九六〇	一一、三五〇	三五、六六〇	四、四三〇		
	その他	入場料等を徴収する場合	一七〇、一一〇	一九四、四〇〇	一七〇、一一〇	五三四、六二〇	六六、七四〇		
		入場料等を徴収しない場合	五六、七一〇	六四、八〇〇	五六、七一〇	一七八、二二〇	二二、二五〇		

庭球場	センターコート	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合		一六、八五〇	一九、四四〇	一六、八五〇	五三、一四〇	六、五九〇	
			入場料等を徴収しない場合		五、六二〇	六、四八〇	五、六二〇	一七、七二〇	二、一六〇	
		その他	入場料等を徴収する場合		八四、二四〇	九七、二〇〇	八四、二四〇	二六五、六八〇	三三、一六〇	
			入場料等を徴収しない場合		二八、〇八〇	三二、四〇〇	二八、〇八〇	八八、五六〇	一一、〇二〇	
	一般コート	屋内コート一面につき			三、四〇〇	三、八九〇	三、四〇〇	一〇、六九〇	一、六三〇	
		屋外コート一面につき			二、二七〇	二、五九〇			一、〇八〇	
水泳場	五〇メートルプール	全部利用	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合		三五、六九〇	四五、三六〇	三五、六九〇	一一六、七四〇	一四、五九〇
				入場料等を徴収しない場合		一一、九三〇	一五、一二〇	一一、九三〇	三八、九八〇	四、八七〇
			その他	入場料等を徴収する場合		一七八、二五〇	二二六、八〇〇	一七八、二五〇	五八三、三〇〇	七二、九一〇
				入場料等を徴収しない場合		五九、四五〇	七五、六〇〇	五九、四五〇	一九四、五〇〇	二四、三一〇
		コース利用	一コースにつき			一、三〇〇	一、六三〇	一、三〇〇	四、二三〇	五一〇
		飛び込みプール	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合		二五、九二〇	二九、二一〇	二五、九二〇	八一、〇五〇	一〇、〇五〇
	入場料等を徴収しない場合			八、六四〇	九、七七〇	八、六四〇	二七、〇五〇	三、三五〇		
	その他		入場料等を徴収する場合		一二九、六〇〇	一四五、八五〇	一二九、六〇〇	四〇五、〇五〇	五〇、五四〇	
			入場料等を徴収しない場合		四三、二〇〇	四八、六五〇	四三、二〇〇	一三五、〇五〇	一六、八五〇	
	二五メートルプール（冷水期間）	全部利用	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合		三二、四〇〇	三八、八八〇	三二、四〇〇	一〇三、六八〇	一二、九六〇
入場料等を徴収しない場合				一〇、八〇〇	一二、九六〇	一〇、八〇〇	三四、五六〇	四、三二〇		
その他			入場料等を徴収する場合		一六二、〇〇〇	一九四、四〇〇	一六二、〇〇〇	五一八、四〇〇	六四、八〇〇	
			入場料等を徴収しない場合		五四、〇〇〇	六四、八〇〇	五四、〇〇〇	一七二、八〇〇	二一、六〇〇	
コース利用		一コースにつき			一、五一〇	一、八四〇	一、五一〇	四、八六〇	六一〇	
二五メー		全部利用	アマチュ	入場料等		四八、六〇〇	六一、六〇〇	四八、六〇〇	一五八、一〇〇	一九、七〇〇

	トルプール（温水期間）	アスポーツ	を徴収する場合	五〇	一〇	五〇	九一〇	七〇
			入場料等を徴収しない場合	一六、二五〇	二〇、五七〇	一六、二五〇	五三、〇七〇	六、五九〇
		その他	入場料等を徴収する場合	二四三、〇五〇	三〇七、八五〇	二四三、〇五〇	七九三、九五〇	九九、一四〇
			入場料等を徴収しない場合	八一、〇五〇	一〇二、六五〇	八一、〇五〇	二六四、七五〇	三三、〇五〇
	コース利用	一コースにつき	二、二七〇	二、九二〇	二、二七〇	七、四六〇	一、〇八〇	
弓道場	入場料等を徴収する場合			一〇、三七〇	一一、六六〇	一一、〇二〇	三三、〇五〇	三、八九〇
	入場料等を徴収しない場合			三、四六〇	三、八九〇	三、六七〇	一一、〇二〇	一、三〇〇
補助競技場	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収する場合	一〇、三七〇	一一、六六〇	一〇、三七〇	三二、四〇〇	四、〇〇〇	
		入場料等を徴収しない場合	三、四六〇	三、八九〇	三、四六〇	一〇、八一〇	一、三〇〇	
	その他	入場料等を徴収する場合	五一、八四〇	五八、三二〇	五一、八四〇	一六二、〇〇〇	二〇、二〇〇	
		入場料等を徴収しない場合	一七、二八〇	一九、四四〇	一七、二八〇	五四、〇〇〇	六、七〇〇	

(二) 本館（トレーニング室）

区分	金額（円）		
トレーニング室	一人一回二時間（二時間に満たない時間は、二時間とする。）につき	中学生及び高校生	一六〇
		その他（小学生以下の者を除く。）	三三〇

(三) 駐車場

区分	金額
第一駐車場及び第二駐車場	一台につき、利用時間が三時間以内の場合にあつては一〇〇円（利用時間が二〇分以内の場合にあつては、無料）、利用時間が三時間を超える場合にあつては一〇〇円に三時間を超える三〇分（三〇分未満の利用時間があるときは、その利用時間は三〇分とする。）ごとに一〇〇円を加えた額
第三駐車場	午前 二一、二八〇円
	午後 三一、九七〇円
	夜間 二一、二八〇円
	全日 七四、五三〇円
第四駐車場	午前 一〇、一五〇円
	午後 一五、三四〇円
	夜間 一〇、一五〇円
	全日 三五、六四〇円

(四) 附属施設設備等

区分	金額
知事が定める附属施設設備等	知事が定める額

備考

- 一 午前とは午前九時から午後零時三十分まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後五時三十分から午後九時まで、全日とは午前九時から午後九時までをいう。
- 二 午前及び午後を通じて利用する場合の利用時間は午前九時から午後五時まで、午後及び夜間を通じて利用する場合の利用時間は午後一時から午後九時までとし、これらの場合の利用料金の額は、この表に掲げる午前及び午後の額の合計額又は午後及び夜間の額の合計額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額とする。
- 三 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 四 準備又は撤去のため利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に〇・五を乗じて得た額とする。
- 五 第一体育館における一部利用とは、二階及び三階の観客席以外の利用をいう。
- 六 水泳場、弓道場又は補助競技場を一般利用する場合の利用料金の額は、知事が別に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 七 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合（第一体育館、水泳場（コース利用に限る。）、トレーニング室、駐車場及び附属施設設備等を利用する場合を除く。）の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額にその額の一割に相当する額を加算した額とする。
- 八 利用料金の額が一時間当たりの額で定められている場合において当該利用時間に一時間に満たない端数があるときは、その端数を一時間として計算する。
- 九 利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。
- 十 この表に定める施設（駐車場及び附属施設設備等を除く。）を利用する場合（トレーニング室、水泳場、弓道場又は補助競技場を一般利用する場合を除く。）における第三駐車場及び第四駐車場の利用料金は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

3 岐阜県百年公園

区分	金額
サイクリングロード	利用料 一人一回につき五〇円
テニスコート	利用料 二時間につき六二〇円
附属施設設備等	利用料 知事が定める額

4 花フェスタ記念公園

区分	金額
茶室	利用料 広間 四時間につき四、六三〇円 小間 四時間につき三、〇九〇円
園内移動用車両	利用料 一人一回につき三一〇円
附属施設設備等	利用料 知事が定める額

5 世界淡水魚園

区分	金額
世界淡水魚園水族館	入館料 一人につき一、七五〇円（一年を通じて利用する場合は、五、二五〇円）

6 平成記念公園

区分	金額
昭和銭湯里山の湯	利用料 一人一回につき七二〇円

全部改正〔平成一六年条例四八号〕、一部改正〔平成一六年条例四八号・一七年六一号・二〇年五五号・二四年五六号・二六年九号・五〇号〕

別表第四（第十条関係）

一 法第五条第一項の規定により公園施設を設け、又は管理する場合

区分	単位	金額（円）	
		設ける場合	管理する場合
売店、飲食店、簡易宿泊所その他これらに類する施設	使用する土地一平方メートル 一年	二一〇	三九五
駐車場、自転車預り所その他これらに類する施設	使用する土地一平方メートル 一年	二一〇	三六〇
前各号以外のもの	知事が別に定める額		

二 法第六条第一項及び第三項の規定により都市公園を占有する場合

区分	単位	金額（円）
電柱（支線柱及び支柱を含む。）	一本 一年	八四〇
変圧塔	使用する土地一平方メートル 一年	六二〇
電線	一メートル 一年	六〇
水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの	外径一〇センチメートル未満	一メートル 一年
	外径一〇センチメートル以上	
展示会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	使用する土地一平方メートル 一月	六〇
工事用施設又は工事用材料置場	使用する土地一平方メートル 一月	一二〇
前各号以外のもの	知事が定める額	

三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額（円）
物品の販売その他これに類する行為	一日	七二〇
業として行う写真の撮影	写真機一台一日	七二〇
業として行う映画の撮影	一日	九、七二〇
展示会、競技会、集会その他これらに類する催し	一日	三、二四〇
広告物の掲出	広告表示面積一平方メートル 一日	一、六二〇
興行	知事が定める額	

四 有料公園施設を利用する場合

岐阜県百年公園

区分	金額
博物館	別に条例で定める額

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる長さに一メートルに満たない端数があるときは、その端数を一メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる面積に一平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を一平方メートルとして計算する。

- 3 使用料の額が一時間当たりの額で定められている場合において当該使用時間に一時間に満たない端数があるときは、その端数を一時間として計算する。
- 4 使用料の額が月額で定められている場合において当該使用期間に一月に満たない端数があるときは、その端数を一月として計算する。
- 5 使用料の額が年額で定められている場合において当該使用期間が一年に満たないときは、月割で計算する。

一部改正〔昭和四三年条例二四号・四四年一六号・五〇年一三号・五一年二四号・五二年一三号・五六年一一号・五九年一二号・六二年一三号・三一号・六三年二七号・平成元年八号・二五号・二年一八号・三一号・三年一二号・二一号・四年八号・六年一〇号・七年一七号・四一号・八年一二号・九年五号・一〇年二五号・一五年二九号・七二号・一六年四八号・一七年六一号・一八年二八号・二一年三八号・二二年二九号・二四年五六号・二六年九号〕